

運転支援機能に関する説明は、より丁寧に行ってください！

購入者が衝突被害軽減ブレーキの作動テストを行い、トラブルになるケースが見受けられます

最近、衝突被害軽減ブレーキを搭載した新車の購入者から、「自動ブレーキが正常に作動するか試そうと思い、自宅の駐車場に段ボールを積み上げて、それに向かって走行したところ、自動でブレーキは作動せず、そのままダンボールにぶつかってしまった」との相談が寄せられました。運転支援機能は、機能を過信したり、使用方法等を誤ると、大事故につながりかねません。

販売店の皆様におかれましては、衝突被害軽減ブレーキ（いわゆる自動ブレーキ）や車線逸脱警報装置、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の運転支援機能を搭載した車両を販売する際は、カタログや取扱説明書等に基づき、より丁寧な説明を行ってください。

【説明の主なポイント】

- ①衝突被害軽減ブレーキ等の運転支援機能は、ドライバーの安全運転を前提に万が一の際の衝突被害の軽減等を図るための機能であり、いかなる場合も衝突を回避できるものではないこと。
- ②衝突被害軽減ブレーキの作動には、例えば、速度が●●km/h 以上◆◆km/h 以下の場合、検知する対象が自動車のみの場合、あるいは歩行者も検知する場合等、一定の条件があること。
また、大雨や霧、路面が濡れている等の気象条件や道路状況によっては作動しない場合があること。
- ③販売店が実施している衝突被害軽減ブレーキ等の運転支援機能の体験試乗は、走行速度や障害物との距離等、定められた基準に基づき、安全を確保した上で実施しているものであるため、お客様自らの判断で作動テストは絶対に行わないこと。



衝突被害軽減ブレーキは、お客様の安全運転をサポートする機能です。ご自身で作動テストを行うことは、大変危険ですので、絶対に行わないで下さい。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL. 03-5511-2111

FAX. 03-5511-2112